

## 自転車の利用に関する主な交通関係法令等（一部抜粋）

### 1 道路交通法

#### （定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

三の三 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又はさくその他これに類する工作物によつて区画された車道の部分をいう。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

四の二 自転車横断帯 道路標識等により自転車の横断の用に供するための場所であることが示されている道路の部分を用いる。

七 車両通行帯 車両が道路の定められた部分を通行すべきことが道路標示により示されている場合における当該道路標示により示されている道路の部分を用いる。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいう。

十一の二 自転車 ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、内閣府令で定める基準に該当するものを含む。）をいう。

#### （通行区分）

第 17 条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第 47 条第 3 項若しくは第 48 条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

3 二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することが

できる。

- 4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄つて設けられている場合においては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

（罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

#### （軽車両の路側帯通行）

第17条の2 軽車両は、前条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

- 2 前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

（罰則 2万円以下の罰金又は科料）

#### （左側寄り通行等）

第18条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

- 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行しなければならない。

（罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）

#### （軽車両の並進の禁止）

第19条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

（罰則 2万円以下の罰金又は科料）

#### （左折又は右折）

第34条 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿つて（道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して）徐行しなければならない。

- 3 軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。  
(罰則 2万円以下の罰金又は科料)

#### (車両等の灯火)

第52条 車両等は、夜間（日没時から日出時までの時間をいう。以下この条及び第63条の9第2項において同じ。）、道路にあるときは、政令で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

- 2 車両等が、夜間（前項後段の場合を含む。）、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。  
(罰則 5万円以下の罰金)

#### (警音器の使用等)

第54条 車両等（自転車以外の軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、次の各号に掲げる場合においては、警音器を鳴らさなければならない。

- (1) 左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上で道路標識等により指定された場所を通行しようとするとき。
  - (2) 山地部の道路その他曲折が多い道路について道路標識等により指定された区間における左右の見とおしのきかない交差点、見とおしのきかない道路のまがりかど又は見とおしのきかない上り坂の頂上を通行しようとするとき。
- 2 車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

(罰則 第1項については5万円以下の罰金、第2項については2万円以下の罰金)

#### (乗車又は積載の制限等)

第57条

- 2 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。  
(罰則 2万円以下の罰金又は科料)

#### (自転車道の通行区分)

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又

は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

(罰則 2万円以下の罰金又は科料)

**設置目安 A：自動車の速度が50km/h超。**

**自転車道**

歩道 自転車道  
幅員2.0m以上  
(やむを得ない場合1.5m以上)

画像：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン

**設置目安 B：A・C以外。**

**自転車専用通行帯**

歩道 自転車専用通行帯 車道  
幅員1.5m以上  
(やむを得ない場合1.0m以上)

国道52号  
(甲府市上石田)

**設置目安 C：自動車の速度が40km/h以下、かつ自転車交通量が4,000台以下。**

**車道混在**

歩道 車道  
ピクトグラム等を設置

国道52号  
(甲府市寿町)

(山梨県自転車活用推進計画(素案)より)

**(普通自転車の歩道通行)**

第63条の4 普通自転車は、次に掲げるときは、第17条第1項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

- (1) 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。
- (2) 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通

行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。  
(3) 前 2 号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならない。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

(罰則 第 2 項：2 万円以下の罰金又は科料)

#### (普通自転車の並進)

第 63 条の 5 普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第 19 条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が 3 台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

#### (自転車の横断の方法)

第 63 条の 6 自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によつて道路を横断しなければならない。

#### (交差点における自転車の通行方法)

第 63 条の 7 自転車は、前条に規定するもののほか、交差点を通行しようとする場合において、当該交差点又はその付近に自転車横断帯があるときは、第 17 条第 4 項、第 34 条第 1 項及び第 3 項並びに第 35 条の 2 の規定にかかわらず、当該自転車横断帯を進行しなければならない。

2 普通自転車は、交差点又はその手前の直近において、当該交差点への進入の禁止を表示する道路標示があるときは、当該道路標示を越えて当該交差点に入つてはならない。

#### (自転車の制動装置等)

第 63 条の 9 自転車の運転者は、内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車を運転してはならない。

2 自転車の運転者は、夜間（第 52 条第 1 項後段の場合を含む。）、内閣府令で定める基準に適合する反射器材を備えていない自転車を運転してはならない。

ただし、第 52 条第 1 項前段の規定により尾灯をつけている場合は、この限りでない。

(罰則 5 万円以下の罰金)

#### (自転車の検査等)

第 63 条の 10 警察官は、前条第 1 項の内閣府令で定める基準に適合する制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車と認められる自転車が運転されているときは、当該自転車を停止させ、及び当該自転車の制動装置について検査をすることができる。

2 前項の場合において、警察官は、当該自転車の運転者に対し、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要な応急の措置をとることを命じ、また、応急の措置によつては必要な整備をすることができないと認められる自転車については、当該自転車の運転を継続してはならない旨を命ずることができる。

(罰則 5 万円以下の罰金)

#### (児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第 63 条の 11 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

#### (酒気帯び運転等の禁止)

第 65 条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

(罰則 5 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金)

#### (安全運転の義務)

第 70 条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

(罰則 3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金、過失は 1 0 万円以下の罰金)

#### (運転者の遵守事項)

第 71 条 車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

(罰則 5 万円以下の罰金)

#### (自転車運転者講習の受講命令)

第 108 条の 3 の 4 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法

律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則 5万円以下の罰金）

## 2 道路交通法施行令

（普通自転車により歩道を通行することができる者）

第26条 法第63条の4第1項第2号の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 児童及び幼児
- 二 70歳以上の者
- 三 普通自転車により安全に車道を通行することに支障を生ずる程度の身体の障害として内閣府令で定めるものを有する者

## 3 道路交通法施行規則

（普通自転車の大きさ等）

第9条の2 法第63条の3の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする

- 一 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。
  - イ 長さ 190センチメートル
  - ロ 幅 60センチメートル
- 二 車体の構造は、次に掲げるものであること。
  - イ 側車を付していないこと。
  - ロ 一の運転席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
  - ハ 制動装置が走行中に容易に操作できる位置にあること。
  - ニ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

## 4 山梨県道路交通法施行細則

（軽車両の乗車又は積載の制限）

第8条 軽車両の運転者は、次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量等を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転してはならない。

- 一 乗車人員の制限は、次のとおりとする。
  - ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、

次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(ア) 16歳以上の者が、幼児(6歳未満の者をいう。以下同じ。)一人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の者が、幼児二人を幼児二人同乗用自転車(運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。)の幼児用座席に乗車させている場合

(ウ) 16歳以上の者が、幼児一人を帯、ひも等で確実に背負っている場合((イ)に該当する場合を除く。)

(エ) タンデム自転車(二人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)に運転者以外の者一人に乗車させて運転する場合

イ 自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

二 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては、30キログラムをリヤカーをけん引する場合におけるそのけん引させるリヤカーについては120キログラムをそれぞれこえないこと。

三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次の長さ、幅又は高さをこえないこと。

ア 長さ 自転車にあつては、その積載装置(リヤカーをけん引する場合にあつては、そのけん引されるリヤカーの積載装置。以下この条において同じ。)の長さに0.3メートルを加えたもの。

イ 幅 自転車にあつては、その積載装置0.3メートルを加えたもの。

ウ 高さ 二メートルから、その積載をする場所の高さを減じたもの。

四 積載の方法は、次のとおりとする。

ア 前後 積載装置から前後に最もはみだした部分の合計が、自転車にあつては0.3メートルをこえないこと。

イ 左右 自転車にあつてはその積載装置から、0.15メートルをこえてはみださないこと。

#### (運転者の遵守事項)

第10条 法第71条第6号の規定により、車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 歩行者を横断させるため停止している車両の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止すること。

四 かさをさし、物がかつぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。

六 高音でカーラジオ、ステレオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してそれらを聞くなど、安全運転に必要な外部の音声が聞こえない状態で車両を運転し



ないこと。

七 ブレーキおよび警音器を備えないで、またはこれらの機能が不完全な自転車および馬車等を運転しないこと。

十一 法第52条第1項前段に規定する灯火以外の灯火をみだりに点灯して運転しないこと。

十二 他の車両若しくは他の車両運転者の身体等につかまつたまま運転し、又は自己の運転する車両若しくは自己の身体等につかまらせ、及び押し、もしくは引いて運転しないこと。

十三 大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車又は自転車に犬等の家畜をつないで運転しないこと。

十四 幼児を背負い、又は抱くなど、正規の乗車方法によらないで乗車させて運転しないこと。

十五 自転車に幼児を乗車させている者は、道路上に幼児を乗せたままこれを停車させ、その場を離れないこと。